

## 京都府立医科大学附属図書館利用規則

平成 4 年 5 月 7 日

京都府立医科大学訓令第 5 号

改正 平成 5 年 3 月 31 日訓令第 2 号 平成 8 年 4 月 1 日訓令第 3 号

平成 12 年 7 月 1 日訓令第 34 号

京都府立医科大学附属図書館利用規則を次のように定める。

京都府立医科大学附属図書館利用規則

( 総則 )

第 1 条 この規則は、京都府立医科大学附属図書館規程（昭和 48 年京都府立医科大学訓令第 2 号）第 6 条の規定により、京都府立医科大学附属図書館（花園図書室を含む。以下「図書館」という。）の図書及び情報に関する資料（参考資料を含む。以下「図書」という。）の利用について定めるものとする。

( 施設及びその用途 )

第 2 条 主な施設及びその用途は、次のとおりとする。

( 1 ) 第 1 閲覧室 学術雑誌、二次資料等を配架し、閲覧の用に供する。

( 2 ) 第 2 閲覧室 単行書を配架し、閲覧の用に供する。

( 3 ) 第 3 閲覧室 自学自習の用に供する。

( 4 ) 個人閲覧室 学術研究を目的とする利用者の用に供する。

( 5 ) 情報検索室 学術情報に関するデータベースの検索の用に供する。

( 6 ) 視聴覚室

ア AV ルーム 視聴覚機器を使用して行う学術研究発表、学外に開かれた学術講演会等に供する。

イ ビデオルーム 図書館所蔵のビデオソフト等をビデオブースでの学習の用に供する。

ウ ビデオ編集室 ビデオソフトの編集等の作業の用に供する。

( 7 ) セミナー室 集団学習、各種の研究会等の用に供する。

( 8 ) 花園図書室 主として、京都府立医科大学（以下「大学」という。）教養教育に属する大学職員及び学生の用に供する。

2 前項第 4 号、第 6 号及び第 7 号に規定する施設の利用については、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

( 開館時間及び休館日 )

第 3 条 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

( 1 ) 平 日 午前 9 時から午後 8 時まで

ただし、花園図書館は、午前 9 時から午後 5 時まで

( 2 ) 土曜日 午前 10 時から午後 6 時まで

( 3 ) 休館日 ア 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 170 号）に基づく

休日及び12月28日から翌年1月4日までの間

イ 土曜日及び京都府立医科大学学則第11条第1項に定める各季休業の期間

(花園図書室に限る)

2 附属図書館長(以下「館長」という。)は、必要に応じて臨時に休館し、又は開館時間を変更することができる。

(利用者の範囲)

第4条 図書館を利用できる者は、次の者とする。ただし、第2号及び第5号に規定する者については、第2条第1項第4号に規定する施設を利用することができない。

(1) 大学職員等(名誉教授、客員講師、非常勤講師、修練医、研修医及び研修員を含む。以下同じ。)

(2) 大学学生

(3) 大学大学院学生及び研究生

(4) 京都府立医科大学医療技術短期大学部(以下「短期大学部」という。)職員等(名誉教授及び非常勤講師を含む。以下同じ。)

(5) 短期大学部学生(科目等履修生及び研究生を含む。以下同じ。)

(6) 館長が認めた者

(利用)

第5条 図書館内においては、図書を自由に閲覧できる。

2 第4条第6号に該当する者の入館に際しては、所定の手続きを経て図書を自由に閲覧できる。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気の取扱いについて注意すること。

(2) 館内では飲食及び喫煙をしないこと。

(3) 他の利用者の迷惑になることをしないこと。

(4) 利用時間を厳守すること。

(5) 室内を清潔に保つこと。

(6) 機器を無断で移動させないこと。

(7) 機器を損傷したときは、直ちに係員に届けること。

(8) その他係員の指示に従うこと。

(館外帯出)

第7条 図書を図書館外へ帯出しようとする者は、所定の手続きをしなければならない。

2 館外に帯出できる図書の冊(本)数及び期間は、次表のとおりとする。

資料区分		貸出冊(本)数	貸出期間	貸出期間の更新
単行書		5冊以内	2週間以内	可(1回のみ)
雑誌	バックナンバー	10冊以内	1週間以内	不可
	新着	10冊以内	2日以内	不可
ビデオソフト		3本以内	2日以内	不可
CD-ROM		2点以内	1週間以内	不可

3 貸出図書は、貸出期間中であっても館長から返却請求があれば、直ちに返却しなければならない。

4 次の図書は、館長の許可がなければ館外帯出することができない。

- (1) 貴重図書
- (2) 二次資料及び参考資料
- (3) その他特に指定した資料

5 帯出した図書は、転貸してはならない。

(返却)

第8条 次に掲げる場合は、直ちに図書を返却しなければならない。

(1) 大学職員等又は短期大学部職員等としての身分を失ったとき、又は退職を命じられたとき。

(2) 大学学生(大学院学生、研究生及び研修員を含む。)又は短期大学部学生としての身分を失ったとき又は休学したとき若しくは停学等の処分を受けたとき。

(教室等の図書)

第9条 教室等の経費で購入した図書は、購入後速やかに、図書館に届け出なければならない。

2 前項の図書は、全学的に利用できるよう努めなければならない。

(相互貸借)

第10条 利用者は、図書館に所蔵しない図書については、所定の手続を経て、館長に他の所蔵館に借用等を申し込むよう申請することができる。

(外部データベースの利用)

第11条 利用者は、所定の手続きを経て、オンライン文献検索による外部データベースを利用することができる。

2 前項の利用の申込時間は、休館日を除く月曜日から金曜日までの日の午前9時から午後4時30分(正午から午後1時までを除く。)までとする。

(その他)

第12条 図書、機器等を紛失し、又は損傷等した場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。

2 この規則及び館長の指示する事項に従わない者は、図書館の利用を停止されることがあ

る。

附 則

- 1 この訓令は、平成 4 年 5 月 8 日から施行する。
- 2 京都府立医科大学附属図書館利用規則（昭和 48 年京都府立医科大学訓令第 2 号）及び京都府立医科大学附属図書館視聴覚室使用規則（昭和 59 年京都府立医科大学訓令第 3 号）は、廃止する。

附 則（平成 5 年 3 月 31 日訓令第 2 号）抄

- 1 この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日訓令第 3 号）抄  
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 7 月 1 日訓令第 34 号）

この訓令は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。